

工事書類の簡素化試行要領(案)

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めている工事書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

富山県農林水産部が発注する工事で、別紙2「工事書類の簡素化一覧表(案)」(以下、簡素化一覧表(案)という)に基づき実施するものとする。

第3 適用工事

令和7年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。ただし、既発注工事においても受発注者協議の上、令和7年4月1日から適用可能とする。

第4 特別仕様書への記載

特別仕様書に以下 内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)(令和7年4月富山県農林水産部)に基づき、実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生するおそれがある場合には、農村整備課技術管理係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メール及びセキュアファイル交換サービスの受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子メール及びファイル交換サービスで提出する工事書類のデータ形式は、原則、PDF形式とするが、添付ファイル等(数量計算書や図面等)については必要に応じ、その他形式でも提出できるものとする。ただし、添付ファイルの内容は、監督員自ら修正は行わないこととする。